



2006年

11月



## 語り

### ●目次

#### 特集 アスベスト公害

|                               |       |    |
|-------------------------------|-------|----|
| 複合型ストック公害の責任—アスベストと災害—        | 宮本 憲一 | 2  |
| アスベストABC①～③                   | 南 慎二郎 | 3  |
| 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟の意義と課題        | 鎌田 幸夫 | 4  |
| 被災者切り捨ての認定基準—隙間だらけの石綿救済法      | 今中 正夫 | 6  |
| 「静かな時限爆弾」への思い～アメリカ調査に参加して     | 南 慎二郎 | 8  |
| カメラレポート～泉南から                  | 編集部   | 9  |
| 〈連載〉「デ・グスタ・エスパーニャ?スペインはお好き?」③ | 田村 隆好 | 3  |
| 西淀川高校生と参加したソラダス               | 辻 幸二郎 | 10 |
| 〈忙中一筆〉アスベスト裁判の原告として           | 湖山 幸子 | 12 |

大阪・西淀川にまた一つ新しい「あおぞら」ができました。在宅で介護や支援を必要とする人たちに、日帰り利用できる入浴や食事、機能訓練などのサービスを提供する「デイサービス施設「あおぞら苑」です。

住宅地の中にある同施設は、木のぬくもりを基調にした木造2階建て。家庭的な雰囲気大切にしているという施設自慢のこの日の昼食は、やわらかく煮た大根に鳥そぼろのあんかけ、さつまいもご飯、シジミのみそ汁：笑顔が広がります。自慢の岩風呂での入浴サービスも愉しみます。

まちに生まれた癒しと交流の場、掘りごたつを囲んでの楽しいおしゃべりはとぎれることはありません。



環境再生にかかわる課題を、さまざまな視点から自由に論じるコーナーです。

## 特集 アスベスト公害

「ひと」「もの」のなかに蓄積された「毒物」が、長い時間をおいて深刻な病気を引き起こす複合型ストック公害。アスベストによる被害は、その典型とされています。今回の特集では、2006年5月に国を相手に裁判を起こした泉南アスベスト裁判を中心にとりあげてみました。

### 複合型ストック公害の責任

#### アスベスト災害

##### クボタ・シヨック

昨年6月のクボタ・シヨックによって、アスベスト災害が表面化した。労働災害の深刻であったクボタやニチアスの周辺住民にアスベスト公害が発生したことは、深刻な衝撃を国民に与えた。クボタは、被害者と支援団体の告発と交渉によつて、100人を超える被害者に、労災補償並みの救済金2、500万、4、600万円を支出することを提案し、被害者の多くも同意した。他方、政府はあわてて今年2月に、「アスベスト新法」を提出し、「洩れのない救済をする」として、4月から施行している。他の公害事件に比べると、企業も政府も素早い対応をした。これは、水俣病や大気汚染公害の教訓に学んだと言われており、これが一応の幕引きがされるという見方もある。

##### 企業と行政の責任追及

しかし、今後半世紀以上に渡つて、毎年数千人以上のアスベスト関連疾患死亡者が予測され、この問題の解決は、幕が開いたばかりである。しかも、企業と政

#### 宮本 憲一

府が、過去の公害対策の歴史的失敗の教訓に学んだとは、到底言えない。その最も大きな問題は、クボタとニチアスでは、原因は不明として責任を明確にせず、賠償金ではなく見舞金としている。政府は行政の不作為を認めず、新法はあくまで社会保障的な「救済金」としている。水俣病が企業と国家・自治体の責任を明確にしないために、解決がいまだに着かない。アスベスト災害を出した企業と政府の現在の態度と対策では、水俣病と同じように「百年戦争」になる可能性がある。

##### アスベスト新法の問題点

クボタをはじめ、アスベスト企業に対する裁判が始まる可能性がある。また、大阪の泉南地域の被害者は、すでに国の過失責任を追及する裁判をおこなっている。新法は施行されたが、水俣病と同じように、政府の認定基準に問題があり、患者切り捨てに動く傾向がある。法適用疾患が中皮腫と石綿肺ガンに限定され、また、救済金が水俣病の政治的決着による救済の水準の規制を受けて、遺族特別支給金280万円と低額である。これでは「洩れなく救済」とは到底言えないだ

らう。

#### 複合型ストック公害

アスベスト公害は、これまでのように生産・流通過程で発生する汚染の被害のよう比較的短時間の曝露で発生する「フロー公害」と違い、人体、商品（建材も含む）や廃棄物の中に蓄積された汚染物によつて、15〜40年という長い期間を経て、疾病が明らかになるという意味で、「ストック公害」と言つてよい。生産過程における労災、関連労働者家族や周辺住民に対する公害、アスベスト商品を消費することによつて起こる公害（特に、今後の建て替えによつて飛散するアスベストの吸収）、不法な廃棄物の処理による公害などが複合して発生する。この意味では、複合型ストック災害と言つてよい。

これは、これまでのフロー公害と同じように、企業と政府の過失、そして、社会経済システムの欠陥によるとは言え、対策が異なる。

##### 新たな救済基金制度の設立を目指して

泉南地域のように、すでに、アスベスト企業は閉鎖している。また、存在が明確な企業でも、その多くは零細企業で支払能力がない。こういう場合には、責任を明らかにしても救済がむづかしい。従つて、ストック公害では、救済のための

## アスベスト ABC

① 南 慎二郎

### アスベストとは？

アスベストは天然の繊維状珪酸塩鉱物の総称であり、日本では石綿（いしわた）と呼ばれます。一般的に工業利用される六種類の鉱物がアスベストと分類されており、その中でよく用いられ、耳にするものがクリソタイル（白石綿）やクロシドライト（青石綿）です。

アスベストはかつて「奇跡の鉱物」と言われたほどの有用性の高い性質を持っています。その性質は以下の9点にまとめられます。

- （引）張りに強い） 抗張力
  - 耐熱性（熱や音を遮断）
  - 耐薬品性（化学反応に対して安定的で、酸やアルカリに強い） 絶縁性（電気を通しにくい）
  - 耐腐食性（細菌や湿気に強い） 経
  - 済性（安価であるので原料供給が容易）
- アスベストの種類によってこれらの性質ごとに優劣の差はありますが、いずれにしろアスベストに共通する性質であると言えます。

基金制度をつくらねばならぬだろう。それはアスベスト製品に関連する企業と政府・自治体の拠出による。新法も基金をつくって、全企業の労災補償に上乗せをし、さらにクボタなど、アスベストで製品を作った企業からは、特別の賦課金を課するとしている。これは、同じ基金制度でも、公害健康被害補償法に比べて問題がある。補償法は、民事的賠償に代わるもので、救済金ではない。補償法の趣旨にしたがうならば、新法では、基金を設立するにあたって、まず企業と政府の責任を明確にしなければならぬ。アスベスト関連企業の原因者負担を明確にすることが第一である。次に政府の拠出は税金であり、国民の負担となるのであるから、まず、政府は行政・立法の不作為を国民に謝罪すべきであろう。いずれにしても、救済が民事的賠償に代わるとすれば、救済の対象を広げ、さらに補償額はもっと大きくならねばならない。

（みやもと けんいち・前滋賀大学学長、大阪市立大学名誉教授、財団理事）



スペインのクリーンエネルギー事情

見ることが出来ます。また地の果てと呼ばれるガリシアのフィラステレ周辺には大規模な風車群があります。荒涼とした乾いたカステイージャの大地で力強く回る風車や、ガリシアの緑豊かな山や青い海を背に回る風車は、既にスペインの風景としてとけ込んでいます。現

マドリッドからカステイージャ・イ・レオンに向かうバスの車中から風力発電の白い風車を



スペイン北部セゴビアにある世界遺産の水道橋

在スペインの電力発電は、他の国と同様に石炭火力、原子力、水力等の従来からの発電方式が高い割合を保っていますが、ここ数年、風力、バイオマス、バイオガス、太陽熱等を用いた発電方式による発電量が大幅に増加の傾向にあります。特に風力発電による発電量の伸びが顕著で2004年は前年度比で30%近い伸び率を示しており、スペイン政府が2010年までに目標に掲げた8140メガワットの発電量を2004年には既にクリアしており、総発電量においてはドイツに次いで世界第2位の風力発電大国となっています。

また太陽熱発電においては2004年に政府が奨励金を出すことを決定し、これが追い風となり以後、アンダルシア州やエクストレマドゥーラ州等では相次いで太陽熱発電所が建設されています。太陽熱発電の占める割合は風力に比べると遙かに小さいですが、これを契機に大きく飛躍することを期待します。

上記に関して述べたカステイージャ・イ・レオン州、ガリシア州、エファストレマドゥーラ州といった地域を日本人観光客はほとんど訪れませんが、これらの地域は日本人が想像するスペインと全く違った二面を持っていますので、機会があれば是非訪れていただきたいです。

（たむら たかよし）

# 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟 の意義と課題

鎌田 幸夫

## 第1 訴訟の概要

平成18年5月26日、大阪地裁に泉南地域（大阪府泉南市・阪南市を含む地域）の石綿工場の元従業員、その家族、近隣農業者（遺族）ら原告8名が、国に対して総額2億4000万円の支払いを求め（第1次提訴）、10月12日、元従業員ら原告9名が、総額2億3925億円の支払いを求める国家賠償請求訴訟を提訴した（第2次訴訟）。アスベストによる労働者のみならず家族や近隣農業者、零細企業の事業主も含めた健康被害で国の責任を問う全国初めての集団訴訟である。以下に、アスベスト被害で国の責任を問う意義と課題について述べてみたい。

## 第2 国の責任を問う必要性と意義

### 1 被害の長期・広範・深刻さ

国の責任を問う出発点としての泉南地域の被害の長期・広範・深刻さがある。泉南地域は、戦前から、我が国の石綿産業（石綿原石から糸、布、ひも等を作る一次加工業）の中心地であった。多くの石綿工場が

住居・田畑に隣接して集中立地し（「石綿村」と呼ばれた）、戦前は軍需産業を、戦後は船舶・鉄道・自動車・建設等に石綿製品を納入するなど基幹産業を支えてきた。泉南地域の多数の零細企業・家内工業が、産業の下支えとして石綿原石から糸、布等をつくる石綿粉じんに曝露する最も危険な作業を任されてきたのである。

そのため石綿による健康被害（石綿肺、肺がん等）は、戦前から現在まで長期にわたり、しかも従業員だけでなく作業に従事した事業主、工場隣接の住宅に住む家族、工場隣接の農地で作業をした住民など「地域ぐるみ」に広がった。

具体的には、戦前の昭和12年から15年にかけての旧内務書保険院社会保険局による疫学的・臨床的調査では、泉南地域14工場、従業員650人のレントゲン検査で石綿肺罹患率は12・3%であった。最近、平成17年10月、11月の泉南地区での医療・法律相談会におけるレントゲン検査では83名中61%に石綿関連疾患（疑いを含む）が認められ、しかも、石綿肺（疑いを含む）については、元従業員（55・2%）のみならず

## アスベスト ABC

② 南 慎二郎

アスベストの産業利用

アスベストはその性質から様々な製品や建材として利用されてきた経緯があり、有史以前より使われていたと考えられています。特に利用が進んだのは近代以降であり、例えば耐熱性の点で蒸気機関やボイラー等高熱を発生する機材への利用、断熱性の点で建築資材への利用、耐摩擦性の点で自動車等のブレーキ部品への利用というように用いられました。日本でのアスベスト消費量は1970年代をピークとして減少しており、2004年よりアスベスト含有製品は原則使用禁止とされており、現在では新規のアスベスト利用はほとんどありません。しかし、これまで使用されたアスベスト、特に建材として使用されたアスベストは私たちの生活環境に多く存在していると考えられます。

住民（33・3%）にも広範に認められた。

このような被害集中地域から国の責任の追及の第一声を上げる必要性があった。

### 2 被害者救済

泉南地域における健康被害がこれほどまでに長期・広範・深刻であるにもかかわらず、現状は被害が救済されずに放置されている。泉南地域では、尼崎のクボタのような大企業はなく、大半が一次加工の零細企業であり、現在ではその大半が廃業している



石綿と他の繊維原料を混ぜ合わせる混綿の工程。主に男性の作業で、最も粉じんの飛散が激しい。写真提供 / 原一郎先生 (関西医科大学名誉教授)

ため、これらの企業責任の追及は困難である。

また、平成18年2月3日に成立した石綿新法については対象疾病が中皮腫と肺がんのみであり、泉南地域で圧倒的に多い石綿肺は対象から除外されている。石綿曝露に曝される危険性が最も高い一次下請を担われ、深刻な健康被害を被った泉南地域の住民らがまたもや被害救済から置き去りにされようとしている。環境省は新法の対象疾病の限定や給付額（例えば療養手当は月10万円と極めて不十分）は、新法が国の責任を認めたとえでの補償法や賠償法ではなくいわば「気の毒」な人を救うための「救済法」であると位置づけられているからであると説明している。今回の訴訟で被害発生と拡大についての国の責任を明確化することによって、石綿肺を含めた真に隙間のない十分な補償システムの構築を求めていく必要がある。

### 3 将来の被害発生防止

アスベスト被害は、生産・製造・解体・廃棄の過程で労働者、家族、住民に被害を発生させ、しかも、生産中止をした後もストック（例えば、石綿の累積輸入量は1000万トンであり、そのうち70〜80%が建材に使用されている）がある限り、被害発生危険性が続く「ストック型公

害」である。アスベストによる健康被害は、過去のしかも泉南地域だけのものではなく、また、労働者の職業病にとどまらず住民・家族を含めた全ての国民の身近な生活のなかで将来起こりうるものである。今回の訴訟で過去の国の責任を明確化することによって、ストック公害による将来の被害防止により万全な対策を求めていく必要がある。

### 第3部 どのようにして国の責任を問うか

#### 1 先陣訴訟の切り開いた地平

今回の訴訟で国の責任を追及する理論的根拠は何か。簡単にいうと「行政は、被害の発生を知っており（予見可能性）、被害を防止する措置ができたのに（回避可能性）、与えられた権限を適切に行使しなかった（権限不行使）」という「行政の不作为の責任」を追及することである。これらでスモンなどの薬害訴訟、水俣病などの公害訴訟、じん肺訴訟など数々の先陣訴訟が

企業のみならず国の不作为の責任を問い、それこそ血のにじむような困難な闘いの中から国の責任追及の途を切り開いていった。そして、その闘いの結果が、国の権限不行使の違法性を認めた筑豊じん肺最高裁判決（平成16年4月27日）と水俣病関西訴訟最高裁判決（同年10月15日）である。そして、全国トンネルじん肺根絶訴訟東京地裁判決（平成18年7月7日）、熊本地裁判決（同年7月13日）、仙台地裁判決（同年

10月12日）もこれに続いた。

一連の判決は、行政の権限不行使について「その規制を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的状況の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法となる」と判示しており、これは、国民の生命・健康を保持するための国の規制権限の行使のあり方に普遍性を持った指針を示すものである。敷衍すれば、行政は、国民の生命・健康に被害が及ぶことを予見できた場合は、その防止のために規制権限を行使する義務があり、産業の保護・育成・効率化を優先させて放置することは許されず、国は権限不行使によって個々の国民に生じた損害を賠償する義務があるということである。

#### 2 泉南のアスベスト国賠訴訟の新たな課題

今回の訴訟は、一連のじん肺根絶訴訟と比べて、労働者のみならずその家族や工場近隣の農作業業者、零細企業の経営者、個人事業主などの健康被害を含めて行政の不作为の責任を問うところに特徴がある。アスベスト被害は、職業病であるじん肺と公害である水俣病を重なりあわせたような広がりがあり、労働現場だけではなく家庭や地域に広がった被害について国の責任を問うところに新たな課題がある。

## アスベストが引き起こす健康被害の特徴

アスベストの繊維は長さ・太さともに非常に細かいという特徴があり、細かく砕けて粉塵状態になったアスベストが肺に吸収されることで中皮腫や肺ガン、石綿肺、胸膜ブランクといった疾患を引き起こします。アスベストは固定して存在する限り、健康被害を起しません。

また、アスベストによる健康被害の特徴として、吸入から発症までの潜伏期間が長いということがあります。中皮腫の場合は30～50年の潜伏期間があると言われています。1970～80年代にアスベストが多く使用されたことから、今後モアスベストが原因の健康被害が増大すると予想されます。

## アスベスト ABC

③ 南 慎二郎

たことから、今後モアスベストが原因の健康被害が増大すると予想されます。

原告らは、今回の訴訟で 国の規制権限

の行使の根拠としては、憲法上国は国民の基本権を保護する義務があること（憲法13条）、生存権保障（同25条）、労働条件の法定保障（憲法27条）を受けて制定された労働関係立法（旧労基法、労働安全衛生法・旧じん肺法）、そして大気汚染防止法や毒物及び劇物取締法などは、労働者のみならず、事業主、家族、周辺住民を含めた規制権限の根拠となること、国の予見可能性

としては、戦前・戦後を通じて泉南地域で繰り返し行われた石綿被害の疫学的・臨床的調査で石綿工場の石綿粉じんによる健康被害の発生を予見できたこと、国は、工場内での発生・飛散抑制と工場外への放出抑制措置、曝露防止措置、情報開示・危険性の告知・教育措置、製造・輸入・使用禁止

止措置等取るべきであったことなどを主張立証していく予定である（詳細は、大阪じん肺アスベスト弁護団のホームページ掲載の訴状参照）。

### 3 今後の展望

「公害は被害に始まり被害に終わる」といわれる。アスベスト被害の深刻さと広範さをいかに裁判所に突きつけられるかが勝敗を分けるという過言ではない。その意味ではさらなる被害の掘り起こしと被害者の組織化が不可欠である。

泉南国賠訴訟は第1次、第2次訴訟をあわせて原告数は17名である。今後どれだけの数の原告を組織化できるかが課題である。

また、全国各地からの第2弾・3弾とア

スベスト国賠訴訟が提訴され、全国的な運動が広がるのが国賠訴訟の勝利と行政の政策転換の展望を切り開くうえで極めて重要であろう。

もつとも国に責任を認めさせて行政の政策転換をさせることがいかに困難で険しい途であるかは、環境省が水俣病最高裁判決で敗訴した後も水俣病判断基準の変更を拒否していることが如実に物語っている。途は遠く平坦ではないが、全国で国の責任を追究している公害、薬害、労災被害者と連帯して一歩一歩前進していきたい。

（かまだ ゆきお・弁護士、大阪じん肺アスベスト弁護団副団長）

## 被災者切りすての認定基準

### 隙間だらけの石綿救済法

今中 正夫

1. 救済されない被災者が続出  
3月27日から施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下、石綿救済法）は、地域はく露では救済範囲を中皮腫、肺がんのみに限定し、その給付額も

きわめて低いなどの問題点が指摘されました。そして法施行後から今日までの事態は、きびしい認定基準などで多くの被災者が切りすてられるなど、政府の「隙間なく救済する」という言葉はまったく欺瞞であったことを示しています。

8月31日現在、地域などでアスベストをばく露した被災者のための特別遺族弔慰金・特別葬祭料（あわせて300万円）の認定状況は中皮腫398人、肺がんは1人にすぎません。療養中の患者への給付（医療費の自己負担分と約10万円の療養手当）の認定は中皮腫148人、肺がん49名にすぎません。ちなみに申請は特別遺族弔慰金等が1,879件、療養中の患者の申請は1,234件ですから、きわめて低い認定率です。時効で労災補償が受けられなかった被災者の遺族のための特別遺族給付金は7月末現在、1,314人が申請し357



7月15日開催「国と石綿関連大企業の責任をいかに問うか - アスベスト健康被害対策シンポジウム」の様子  
(主催：働くもののいのちと健康を守る全国センター)

人が認定されています。

しかし、なお数多くの被災者が放置されたままで。ほとんどがアスベストにより発症するとされている中皮腫だけを見て1995年から2004年の10年で7,013人がなくなっています(人口動態統計)が、同じ10年で中皮腫で労災認定された労働者は412人に過ぎず、601人が放置されました。この数からみても特別遺族給付金、特別遺族弔慰金の支給件数はきわめて少ないと言わざるをえません。

## 2. きびしい認定基準

このように救済がすすまないのは、認定基準に問題があるからです。たとえば石綿救済法の認定基準では「胸膜ブランク」と「石綿肺」の両方がないと肺がん認定されません。労災補償ではどちらか一つがあれば認定されるのです。中皮腫も厳格な病理組織診断を要求していますが、生存中の患者については年齢、体力的な問題で生検できない患者も多いのが実態です。しかし生存中に認定されれば医療費や療養手当等をつけられますが、死後に中皮腫と診断されてもそれは給付されません。

## 3. 時効、申請期間の壁

もう一つ、時効、申請期間の問題があります。5年の時効で労災補償が受けられなかった被災者・遺族を救済するために特別遺族給付金が石綿救済法で制度化されまし

た。しかしこの制度は法施行前に死亡し時効となった被災者の遺族のみが対象です。すなわち法施行後に新たに時効になった場合は適用されません。法施行後も時効で労災補償が適用されない被災者・遺族が続々と生まれてますが、適用外です。特別遺族給付金も特別遺族弔慰金も申請期間は法施行日以降3年です。この3年間に申請しなければ、権利は消滅します。また法施行前に中皮腫、肺がんの指定疾病にかかり、法施行後に医療費などの給付を受けなくなった方のための救済給付調整金(特別遺族弔慰金から医療費の補助、療養手当を差し引く)は、法施行後2年までしか認められません。時効、申請期間による壁で、多くの被災者が切りすてられようとしています。

## 4. 今後のたたかひの方向

働くもののいのちと健康を守る全国センターは2回の全国いっせいアスベスト110番をよびかけ、シンポジウム、政府交渉を積み重ね、被災者への十分な補償、健康被害予防対策の強化を要求してきましたが、指摘してきたような石綿救済法の枠組みを考えますと、政府は3年でアスベスト問題の「幕引き」をねらっていると思われる。しかしアスベストによる健康被害はこれから本格化します。「幕引き」を許さないためには、国と石綿大企業の責任を明らかにした制度を要求する運動を大きくする必要があります。泉南の石綿裁判に続くたたかひを全国各地から起こすことが求められています。

(いまなか まさお・働くもののいのちと健康を守る全国センター事務局長)

### 参考資料

#### 主なアスベストホットライン

| 団体・機関名称等                     | 電話番号         |
|------------------------------|--------------|
| 神戸労災病院(アスベスト小体の計測が可能)        | 078 231 5901 |
| 大阪市都市環境部アスベスト対策担当(総合窓口)      | 06 6615 7923 |
| 大阪じん肺アスベスト弁護団                | 06 6362 6678 |
| 大阪府環境農林水産部環境管理室(アスベスト対策担当窓口) | 06 6944 6503 |
| 泉南地域の石綿被害と市民の会               | 072 483 4981 |
| 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部      | 06 6943 1528 |
| 働くもののいのちと健康を守る全国センター         | 03 5842 5601 |

(順不同)

#### アスベスト問題に関する参考文献

- ・石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター編『ノンアスベスト社会の到来へ』かもがわ出版、2004年
- ・森永謙二編著『アスベスト汚染と健康被害』日本評論社、2005年

# 「静かな時限爆弾」への思い

## ～アメリカ調査に参加して

南 慎二郎



マンビルの工場引き込み線跡

ながら充実した調査であった。

### 企業城下町マンビル

アスベスト災害・公害の起きている現場として、特に取り上げたいのはマンビル市である。1912年にジョンズ・マンビル社の工場進出があり、市の経済の中心となった。最盛期には労働者数が3500人ほど、人によっては4000人とも言われており、住民のほとんどが働いていたという企業城下町であった。しかし、1960年

2006年8月27日～9月3日に、立命館大学政策科学部政策科学研究科アスベスト問題研究会事務局長のアメリカ調査旅行が行われた。世界のアスベスト研究の中心の一つと言え、ニューヨークのマウントサイナイ医科大学をはじめ、EPA（アメリカ環境保護局）、かつて世界でも有数のアスベスト企業であったジョンズ・マンビル社の大工場があったニューヨーク・マンビル市等、短い期間

代頃よりアスベストによる健康被害、会社への訴訟が急増し、ついにはその賠償金の負担の重さから1982年に破産申請を行い（ただし、その破産申請は認められず、現在も企業自体は存続している）、マンビル市からも撤退した。工場跡地は現在、中古車オークション会場や郊外型ショッピングモールとなっており、工場への鉄道の引込線の形跡が残っている程度であった。すでにアスベスト工場の存在しないマンビル市において、工場撤退から現在に至るまでアスベストによる健康被害が発生している。例えば今回の調査においてお会いしたジョンズ・マンビル社の元工場労働者で音楽家でもあるニコラス・ノビッキー氏は2005年3月に中皮腫と診断されている。これはアスベスト疾患の発症に至る潜伏期間が長いという特徴を示している。

### 深刻な被害に救済なく

アスベストの暴露に関しては工場労働者に限らず、住民全体におよんだものと考えられている。工場から発生した粉塵が時に雪の如く降っていたとの話であり、環境暴露の発生が考えられる。また、この地域の主要な病院であるサマーセット病院において、1960～80年にかけての中皮腫患者数は3500人に至っている。ニューヨーク州健康・老人介護局の研究員マイケル・ペリー氏の調査によると1979年から1990年の期間における平均の中皮腫

発生率は合衆国全体に比べて25倍の高さであるという結果を示している。このことから、マンビル市一帯のアスベスト健康被害の発生率は極めて高いと考えられる。

では、アスベストによる健康被害者をどう救済しているのか、現状ではアメリカの連邦法としての救済は無く、責任企業らを相手取った訴訟において賠償金を勝ち取ることが現実的であるとされていた。また、産業界の反発によりアメリカではアスベスト使用禁止までに至っておらず、最盛期に比べて1%にも満たない程度とはいえアスベストの輸入・使用が現在も行われている。アスベスト使用禁止、アスベスト健康被害に対する保障を行うことは経済活動を阻害すると産業界では考えられている向きがあり、公的な被害救済の法制度は暗礁に乗り上げた状態と言える。

今回のアメリカ調査では同国におけるアスベスト災害・公害問題の深刻さ、課題の多さを目の当たりにする結果となった。そして日本のアスベスト災害・公害問題の検討において多大な示唆を与えるものであった。今後のアスベスト研究プロジェクトの推進に奮起する想いである。

（みなみ しんじろう・立命館大学政策科学研究科博士後期課程、アスベスト問題研究会事務局）

カメラレポート 泉南から



雪のように舞う石綿

「夏でも雪みたいに石綿が舞うてたなあ」  
老人が傍らの妻に語りかける。泉南市男里、元旅館業だと言う男性は、定宿として使ってくれた東京の石綿会社の社員の名前を懸命に思い出そうとして、工場の名残のストレート屋根を見上げた。

「なあ、A石綿のSさんやろ、よう来てくれてたな、お母ちゃん」  
「そうや、早死にやったなあSさん」

元気で働いていたころの思い出を話す老夫婦、病気で一気に痩せてしまったご主人の笑顔は痛々しかった。「47歳の息子はここで生まれ育った。風邪ひいたら治りにくく咳が止まらへ



窓こしには積み上げたアスベスト織布が見える

ん」と母親は不安を隠さない。

学校のとりに工場

泉南地域には小さなものまで含めると約200社が点在し、100年にわたって石綿製品が作られた。そこで2000人が働いていた。住工混在というより、家内工業のようなものを含めると地域が丸ごと石綿工場、まさに「石綿村」であった。親たち

は石綿工場で働き、子どもたちは石綿の舞う露地を抜けて学校へ通った。小学校の隣にあった元工場、中学校のグラウンドに隣接した工場は昭和58(1983)年まで石綿製品を生産していた。

地域丸ごと被害

この地域に住み、働いてきた人たち12人が石綿肺など、石綿が原因の病気になったのは国の対策が不十分だったから」と、裁判に訴えた。原告は、アスベスト新法(石綿被害者救済法)でも、労働災害制度でも救済されない人たちが。経営者、従業員、周辺住民…地域が丸ごと「被害者」ともいえる泉南地域のアスベスト問題。裁判は、被害者救済とこれからの国の公害行政に重大な問題提起を突きつけている。



右は中学校の自転車置き場。左の工場の中央には排気ダクト。

ごめんねという気持ちでいっぱい

母 岡田春美さん(70)

私が勤めた石綿工場は、乳飲み子をかかえていても受け入れてくれ、社宅まで世話してくれるありがたい仕事場でした。社長さんもお子さんを亡くされたばかりで陽子をとともかわいがってくれました。

小学校6年生まで、石綿工場の社宅に住んでいました。町のあちこちに石綿を扱う工場や作業場があって、その間を歩いて学校へ行っていました。今から考えたら大変なことなのですが、地域全体が工場の中のようなものでした。

「紡績の水コリは体に悪いけど、石綿は窓あけて出すから病気になるへん」と言うのを信じて、石綿がもうもうと舞う工場に陽子を連れて出勤しました。知らなかったとはいえ、この娘には「ごめんね」という

若いときは、胸を張って歩くことが出来ました。このごろは息苦しい状態が続いて、気道を確保するためどうしても猫背になってしまいます。声がかすれることも多く、電話中に話しができなくなってしまうこともあります。

お風呂にゆっくりしからしてみたい

娘 岡田陽子さん(50)

看護師をしていて夜勤もこなします。高校生の子どもと母、家のローンをかかえているので、病気だからといって倒れるわけにはいかないのです。  
お風呂にゆっくりつかってみたい。胸までつかると息苦しいので、腰までしか入りません。首までつかったらきつと気持ちいいでしょうね。

気持ちでいっぱいです。

石綿工場で働いていた夫は肺がんで、66歳で逝きました。私も胸が針金でくくられているように苦しくて大きな息がでえず、昭和58年頃から治療を受けました。その後アスベストによる労働災害が認められましたが、娘は病気になるってもなんの補償もありません。

# 西淀川高校生と参加したソラダス

辻 幸二郎

今年には五年に一度の大阪府一斉大気汚染調査（ソラダス二〇〇六、五月十八日～十九日）の年ということで、「あおぞら財団」の林さんたちと西淀川高校近辺でも同時に細かく調査してみようということになりました。

多くの犠牲を払って西淀川公害訴訟の和解、「あおぞら財団」の設立から十一年目。大気汚染は本当に改善したのでしょうか。私の勤務する西淀川高校は下水処理場、いくつもの大工場、そして国道四三号線に囲まれているせいか、「空気が悪いなあ」という生活実感がありません。現に入學してからぜんそくになったという生徒たちの声をしばしば聞きます。

生徒たちとともに学校の周囲の大気汚染状況を調べてみました。雨の降る中、中間テスト中なのにもかかわらず、夕方遅くまで残って大気汚染カプセルの設置と翌日の回収。作業自体は簡単なのですが、結構面倒な作業を生徒たちはきちんとやり遂げてくださいました。

その甲斐あって、興味深い結果ができました。校内に二カ所とあとは学校を取り囲む塀に沿って五～一〇m間隔に設置したのですが、最も数値が低い地点は校庭の校旗掲揚ポールで、もっとも数値の高い地点は通門付近でした（西淀川区でも最高値）。これは長距離トラックが時間待ちのため常にアイドリングして駐車しているせいではないかと考えられます。あと数値の高いところは、中山鋼業など大工場に面した側でした。

予想どおりとはいえ、こんなに悪い空気を吸っていたことは少しショックでした。せつかく調べた今回の調査結果をもとに、生徒会有志の生徒たちと報告書をまとめ、大阪市に改善のお願いをしていくつもりです。

また、生徒会有志の生徒たちとはこの夏休みに何度か集まって、林さんや藤江さんとともに、西淀川区の街の探索をかねて、「西淀川自転車マップ」作りも行っています。毎回、生徒たちのパワーと可能性を感じる今日この頃です。藤江さん、林さん、お疲れさまです！そしてありがとうございました。



## ほんとニュース

### ウォーキングマップの事務局としてローソン個二丁目店が表彰



二〇〇四年に日本市民スポーツ連盟・大阪府歩け歩け協会・あおぞら財団が協力してウォーキングマップ作成

しました。「西淀川区の史跡探訪」と「公害の歴史と環境再生の足跡を訪ねて」の二種類があります。このマップは日本市民スポーツ連盟のイヤーラウンド認定コースになっており、ローソン個二丁目店が基地（出発点）となっています。現在九月までのべ五五八名が

コースを利用しています。マップはあおぞら財団とローソン個二丁目店で発売中です。（一部二百円 解説つき）

このローソン個二丁目店が全国のコンビニで表彰されたとのこと。表彰は「目指せ！まちのセルフティーステーション」で内容は「地域の拠点として、ウォークラリー（地域を歩こう運動）の事務局として、健康推進活動の普及」となっていることが表彰のポイントの一つになりました。あおぞら財団の取り組みが、ささやかながら地域に役に立っていることをうれしく思います。

- 1日(火) 拡大事務局会議  
道路環境市民塾運営会議
- 3日(木) 葉っぱアートのはがきづくり教室  
第58回西淀川道路環境対策検討会
- 4日(金) 交通まちづくり学研究会第6回研究会及び2006年度第2回総会(参加)  
西淀川高校生と自転車マップづくり
- 8日(火) 事務局会議  
水島協同病院呼吸ケアプログラム実施検討打合
- 10日(木) 第9回大野川緑陰道路の教材づくり研究会  
てづくりせつけん教室
- 17日(木) 子どもの参画勉強会
- 18日(金) 大阪から公害をなくす会資料調査
- 22日(火) 事務局会議
- 24日(木) 西淀川高校生と自転車マップづくり
- 26日(土) 全史料協近畿部会例会(参加)  
道路環境市民塾第三回講座「物流の現場をたどるツアー」(~27日)
- 29日(火) 事務局会議
- 30日(水) アスベスト国家賠償訴訟第1回裁判弁論、報告集会(参加)
- 31日(木) 第30回西淀川地域研究会  
資料館定例会議

8月

事務局日誌

9月

- 1日(金) 西淀川図書館展示搬入
- 5日(火) 徳島市環境リーダー養成講座・第1回(運営)
- 6日(水) 第59回西淀川道路環境対策検討会  
桃山学院大学地域連携プロジェクト第1回地域資料研究会(参加)  
西淀川高校生と自転車マップ作成作業
- 7日(木) 拡大事務局会議
- 8日(金) 第8回フードマイレージ教材化研究会  
エコドライブ参加説明会
- 9日(土) 大阪喘息大学主催公開学習会「アスベスト・石綿肺の実態と問題点・  
喘息の症状の判断とモニタリング」(参加)  
ESTステーキホルダー会議(参加:藤江)
- 10日(日) 千舟連合振興町会秋のレクリエーション長浜と雄琴温泉日帰り旅行(参加)
- 11日(月) 大阪から公害をなくす会資料搬出、西淀川高校へ搬入
- 12日(火) 事務局会議  
資料館定例会議
- 13日(水) 尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会(第19回)(参加)  
第39回西淀川公害に関する学習プログラム作成研究会
- 14日(木) インターン植田真弘氏成果発表
- 15日(金) 大阪から公害をなくす会資料整理  
「御堂筋・一万人が自転車で走る日(仮称)」実行委員会準備会の立ち上げ
- 16日(土) 大阪民主医療機関連合会9月度医学生企画フィールドワーク受入
- 20日(水) 道路環境市民塾運営会議  
事務局会議
- 21日(木) デイサービスセンターあおぞら苑お披露目会(参加)
- 22日(金) エコドライブ参加説明会  
アスベスト被害の救済に向けた交流シンポジウム-国の責任を問う-(参加)  
佃中学校職場体験受入  
平成19年度子どもゆめ基金助成活動募集説明会(参加)  
こどもの参画へんきょう会
- 23日(土) 泉南現地調査及び被害者との交流会(参加)  
ソラダス中間報告会(参加)
- 25日(月) 西淀川高等学校で資料整理
- 26日(火) 事務局会議  
外島保養院慰霊祭(参加)  
水島協同病院呼吸ケアプログラム実施検討打合
- 29日(金) 大阪法律事務所谷智恵子氏資料調査
- 30日(土) 2006年度道路公害反対運動大阪交流会(参加)

お知らせ

第 期 道路環境市民塾  
クルマ社会を考える ~素朴に知  
りたい「みち」のこと~  
日時 11月26日(日)  
午後1時30分~4時30分  
会場 大阪NPOプラザ(大阪市福  
島区吉野4丁目29 20)  
参加費 500円

まちづくり協会(本田豊氏  
(兵庫県阪神北県民局宝塚土  
木事務所)

第 期 道路環境市民塾  
クルマ社会を考える ~素朴に知  
りたい「みち」のこと~  
日時 11月26日(日)  
午後1時30分~4時30分  
会場 大阪NPOプラザ(大阪市福  
島区吉野4丁目29 20)  
参加費 500円

まちづくり協会(本田豊氏  
(兵庫県阪神北県民局宝塚土  
木事務所)

第 期 道路環境市民塾  
クルマ社会を考える ~素朴に知  
りたい「みち」のこと~  
日時 11月26日(日)  
午後1時30分~4時30分  
会場 大阪NPOプラザ(大阪市福  
島区吉野4丁目29 20)  
参加費 500円

まちづくり協会(本田豊氏  
(兵庫県阪神北県民局宝塚土  
木事務所)

お礼

左記の方々から寄付・寄贈をい  
ただきました。(2006年8月・  
9月)心から御礼を申し上げます。  
寄附・寄贈者(敬称略)  
天野憲一郎/逢坂隆子/大阪から  
公害をなくす会/岡本英晃/榊神  
戸製鋼所/是枝洋/曾我部行子/  
中島晃/馬場明男/三宅宏司

【編集後記】

本号はアスベスト公害特集。泉南の現場を訪ねて、人々のくらしの身近に今も潜む檜垣の一端にふれました。地域が丸ごと被害者なのです。危険を知りながら打つべき手を打たなかった国の責任は重大です。新しい法律の「隙間」にとり残されたのは、泉南だけではありません。(T)

『Libella』No.93 2006年11月号(隔月1日、年6回発行)  
発行所 (財)公害地域再生センター(あおぞら財団)  
編集人 上田敏幸

大阪市西淀川区千舟 1-1-1 あおぞらビル4階  
Tel.06-6475-8885 Fax.06-6478-5885  
http://www.aozora.or.jp/  
E-Mail webmaster@aozora.or.jp

印刷所 あゆみコーポレーション  
定 価 一部400円(郵送料込み)

会員の購読料は会費に含まれています。

郵便振替口座 00960-9-124893(加入者名 あおぞら財団)  
乱丁・落丁はお取り替えます。本紙掲載記事の無断転載を禁じます。



こやま 湖山  
ゆきこ 幸子

# 病気が出ないか心配です。カチカチと死の方向へ動く時計を抱えているのですから

## 嫁入り先はアスベスト工場

嫁にきたころ夫は、アスベストの入ったスレートを粉碎して再利用する仕事をしていました。もうもうとしたホコリの中での作業で、タオルで鼻と口を覆っているのですが、眉もまつ毛も真っ白、唾には灰色の固まりが入っていました。その後、中古の機械でしたが、手に入れて組立て、アスベスト紡織をはじめました。

夫も私もアスベストにまみれて必死で働きました。小さな工場ですから納期が

迫れば、従業員以上の長時間労働でしごきました。従業員とともに受けた集団検診、管理区分は4段階ある区分の3番目。経営者も労働者もありません。

53歳 夫は母と同じ肺がんで…

夫が亡くなった時、いちばん下の子は中学3年でした。悔しかったでしょうね。

に短い一生になってしまいました。モルヒネを打ちながら、家族で最後の旅行に北海道へ行きました。霧が晴れた摩周湖の美しさが忘れられません。

これからの人のためにも  
ちゃんとした補償を

最近、息切れがひどく、階段は4、5段で休まないといつて労災もだめ、補償もないのはおかしいです。これまでなかった健康管理手帳が、新法成立の後に届きました。でも私たちは病気になっても何の補償もありません。

償いは生きているうちにしてこそ償うことがあります。後に続く人のためにも、しっかりと道をつけとかなないと難義すると思つて国に訴えました。一日も早く国は責任を果たすべきです。

42歳の長男も仕事を手伝いましたから、病気が出ないか心配です。カチカチと死の方向へ動く時計を抱えているのですから。



1963（昭和38）年から経営者の夫とともにアスベストを扱う工場で従事する。89（平成元）年に肺がんで夫を亡くしたが、4人の子どもを育て上げる。アスベスト肺で最近、息切れがひどい。アスベスト新法の「隙間」で救済されないのはおかしいと国家賠償裁判の原告に加わる。64歳。

本人に告知は  
しませんでしたが、わかつていたと思ひます。「わたしも母親といつしよやなあ」と、言つてましたから。  
なんて言う人生でしよう、石綿を選んだばかり